

令和3年度みえ労働力シェアリング支援事業業務委託
企画提案コンペ参加仕様書

1 参加資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により、落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県が賦課徴収する県税並びに消費税及び地方消費税について未納のない者であること。
- (6) 委託業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請によりすみやかに対処できる者であること。

2 契約条件

- (1) 委託業務内容 別紙仕様書のとおり
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和4年3月31日（木）
- (3) 成果品 事業実績報告書及び会計関係書類（各1部）
- (4) 成果品の提出期限 いずれも令和4年3月末日までに提出すること。
※いずれも紙ベース及び電子データ（ワード・エクセル形式。写真等の場合はPDFも可）を保存したCD（DVD）－ROMを提出することとする。

3 企画提案コンペの実施方法

提案者は、下記に定める書類を提出期限までに提出してください。

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料等を、別に設置する「令和3年度みえ労働力シェアリング支援事業業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、審査のうえ、総合的に勘案して最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結します。

なお、最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります。（提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。）

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書（様式1－1）の提出期限及び提出先
 - ①提出期限 令和3年3月17日（水）17時必着
※FAX又はメールも可としますが、下記（3）企画提出時までに原本を提出してください。また、郵便による場合は、電話等により到着確認を行ってください。
 - ②提出先 三重県雇用経済部 雇用対策課 地域雇用班 丸野、加藤
- (2) 質問書（質問のある場合のみ、様式任意）
質問は、下記の方法にて受け付けます。

- ①メールまたはFAXのいずれかの方法で提出してください。
タイトルは「令和3年度みえ労働力シェアリング支援事業業務委託の質問書」としてください。
- ②質問は当該委託業務にかかる条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、企画内容に関する照会にはお答えできません。
- ③質問提出時には、着信確認を行ってください。（メール開封確認機能または電話。）
- ④回答を受ける担当窓口の部課名、氏名、電話及びFAX番号、メールアドレスを明記してください。
- ⑤提出期限：令和3年3月11日（木）正午
- ⑥提出いただいた質問に対する回答は、3月16日（火）17時までに三重県ホームページに掲載します。

（3）企画提案資料の提出期限及び提出先

- ①提出期限 令和3年3月24日（水）8時30分から17時まで（必着）
※郵便による場合は、電話等により到着確認を行ってください。
- ②提出先 三重県雇用経済部 雇用対策課 地域雇用班 丸野、加藤

（4）提出を求める企画提案資料の内容

（ア）「見積書」（1部）

- ・「見積書」の記載様式は特に定めませんが、税抜き・税込み価格を明記してください。積算の内訳を可能な限り詳細に記載してください。税込み価格が、仕様書に定める契約上限額を超えないようにしてください。

（イ）企画提案書（正本1部、コピー7部）

- ・仕様書に沿って作成すること。
- ・文字サイズ12ポイント以上
- ・表紙を含め20ページ以内（長辺側を綴じてください）
- ・A4サイズ

なお、仕様書に記載されている内容は最低限実施するものであり、規格提案書には、その内容をもとに可能な限り具体的な提案を企画書にまとめるとともに、業務実施スケジュール（工程表）や業務実施体制を記載して提出してください。

加えて、下記項目については、企画提案書に必ず記載してください。

- 企業情報の収集・提供について
具体的な収集方法や提供の方法
- マッチングについて
マッチングの具体的な方法
- フォローアップについて
フォローアップの具体的な方法
- 関係機関との連携について
具体的な提携先や、連携方法・内容等
- 事業者への周知・広報について
周知・広報の具体的な方法

(ウ) 事業者の活動概要がわかる資料（正本１部、コピー７部）

- ・提案事業者の組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、組織体制（主な事業所を含む）、沿革等を簡潔に記載したもの（自社パンフレットを添付する場合は必要最小限とする（当該部分のコピー添付を推奨）。）

(エ) 契約実績証明書（様式２）

- ・同様の事業実施の実績があれば、その実施内容（実施年度、事業名、契約相手先）を記載してください。（実績は１件以上、１部）

(５) 第１次審査（適否審査）

書面審査を事務局にて実施します。

ただし、企画提案件数が１０件に満たない場合は、全ての提案者に第２次審査（プレゼンテーション審査）に参加していただきます。

※書類審査の結果及びプレゼンテーション審査の時間は、３月２６日（金）１５時までにメールで通知します。

(６) 第２次審査（プレゼンテーション審査）

実施日時・令和３年３月２９日（月）午前

実施場所・三重県庁 ８階会議室

なお、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、テレビ会議システムを活用して行う場合があります。

※プレゼンテーション審査結果は、３月３０日（火）１７時までにメールで通知するとともに、ホームページで公表します。

※選定委員会にて最優秀提案者を決定し、その者と委託契約を締結します。

(７) 審査基準

審査に当たっては、プレゼンテーションを踏まえ、以下の諸点を重視して総合的に評価することとします。

１	的確性	三重県の意図を的確に理解し、内容が仕様書に合致しているか。また、提案全体としてまとまりや一貫性があるか。
２	企画性	業務の目的を達成するために効果的な提案内容であるか。独創性があり、かつ、完成度の高いものとなっているか。 ・県内の広域において、情報収集を行うものとなっているか。 ・情報提供の場が、利用者のニーズに応じた情報を見つけやすいものとなっているか。
３	実効性	業務の目的を達成するために実行可能な提案内容か。 ・収集する情報の内容は適切なものか。 ・マッチングまでの方法は具体的かつ適切なものとなっているか。 ・労働者の視点に立ったマッチングやフォローアップとなっているか。 ・フォローアップの方法が具体的かつ適切なものとなっているか。
４	専門性	マッチングやフォローアップ等、事業実施にあたっては、専門的知

		識やノウハウ等を生かした内容となっているか。
5	経済性	見積限度額内でより効率的な経費運用がなされているか。また、見積額及び積算内訳・根拠は適当か。

(8) 審査の結果

審査の結果は、最優秀提案者の決定後、すべての提案者に対して速やかに通知します。

4 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者との契約締結時には、下記の書類が各1部必要になります。

- 1 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限（令和3年3月24日（水））の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
- 2 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限（令和3年3月24日（水））の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し

5 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県雇用経済部雇用対策課において示します。
- (2) 契約時に契約保証金を納付していただきます。契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

《参考》 三重県会計規則 第75条第4項

契約締結権者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社又は金融機関との間に、工事履行保証委託契約を締結し、公共工事履行保証証券を提出したことにより、当該保険会社又は金融機関と県との間に工事履行保証契約が成立したとき。
- (3) 契約の相手方が過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約実績を有し、

これらをすべて誠実に履行した者又はこれに準ずると認められる者であつて、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (4) 物件を売り払う契約を締結する場合において、契約の相手方が売払代金を即納したとき。
- (5) 契約金額が第73条第1項の規定により随意契約によることができる額であつて、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 契約の相手方が、国（公社、公団及び独立行政法人を含む。）、地方公共団体又は県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例（平成14年三重県条例第41号）第2条第1項に規定する出資法人であるとき。
- (7) 単価（単価に数量を乗じて総額で契約の相手方を決定する場合は除く。）により契約を締結する場合であつて、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) その他契約の性質上契約保証金を納付させる必要がないと認められるとき。

- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。
- (4) 契約は、三重県雇用経済部雇用対策課にて行います。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。また、履行確認は、業務期間中及び完了後に別途指示する日時において実施します。

7 委託料の支払い方法、及び支払い時期

- (1) 委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。
- (2) 上記にかかわらず、本業務を実施するにあたり必要がある場合は概算払いをすることができるものとします。概算払いを希望する場合は、契約締結時に協議してください。

8 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

9 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - 1 断固として不当介入を拒否すること。
 - 2 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
 - 3 発注所属に報告すること。
 - 4 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不

当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

- (2) 契約締結権者は、受注者が(1) 1又は2の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

10 その他

- (1) 企画提案に要する費用の負担

企画提案書の作成に必要な費用については、提案者の負担とします。

- (2) その他特記事項

- 1 企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- 2 提出のあった企画提案書等の資料は返却しません。
- 3 提出のあった企画提案書等の資料は「三重県情報公開条例」に基づき情報公開の対象となります。
- 4 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守してください。
- 5 受託事務に従事する者又は従事していた者は、個人情報の取扱いに係る関係法令に違反した場合には、罰則の適用があるので、個人情報の取扱いについて充分留意してください。
- 6 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- 7 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議を重ねながら実施するものとします。
- 8 企画提案コンペに係る選定の効果は、令和3年度予算発効時において生じるものとします。

11 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部 雇用対策課 地域雇用班 丸野、加藤
電話 059-224-2461
FAX 059-224-2455
メールアドレス koyou@pref.mie.lg.jp